

①設置者の住所・事業者名、電話	〒527-0006 滋賀県東近江市建部日吉町312番地 特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット（特定非営利活動法人加楽デイサービスセンターてんまや内） 電話：0748-36-2112
②研修事業の名称	外国人介護福祉士実務者研修
③養成施設の位置	〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目1-38
④研修課程および学習方法	研修課程：外国人介護福祉士実務者研修課程 研修方法：通信方法
⑤通信養成を行う地域	日本国内とする。
⑥科目の免除	次の各号に掲げる研修又は養成課程を修了した者については、当該研修において修得した内容が本校の教育内容に相当すると認められる場合に限り、本人の申請に基づき、一部の科目の履修を免除することができる。 (1) 介護職員初任者研修修了者 (2) 訪問介護員研修（1級、2級又は3級）修了者 (3) 介護職員基礎研修修了者 (4) 認知症実践者研修修了者 (5) 喀痰吸引等研修（第1号研修又は第2号研修）修了者 2 前項の免除の可否は、提出された修了証明書その他関係書類に基づき、校長が審査し決定する。 3 免除の対象及び範囲は、関係法令及び行政の定める基準に従うものとする。
⑦開講の目的	高齢化の急速な進展と人口減少社会の中で、要介護高齢者を支える介護人材の不足が懸念される中、介護福祉士の国家資格取得に必要な知識と技術を体系的に習得できるよう、多様な人材に学習の機会を提供することが求められている。本研修は、介護の専門職としての実践力と倫理観を備えた人材を養成し、介護サービスが安定的かつ質の高い形で提供されることを目的として県内在住の外国人、特定技能、技能実習生を対象とした外国人介護福祉士実務者研修を実施する。
⑧受講資格	次の(1)～(2)の全てを満たす者 (1) 介護分野の技能実習生、特定技能外国人および定住外国人 (2) 日本語能力試験N3相当以上 ※その他、職場等の推薦と全日程出席できることが前提。
⑨定員・学級数	20名・1学級
⑩受講者の選定	受講申込者には、筆記試験および面接試験を実施の上、受講決定を行う。なお、定員を超過する申込みがあった場合は、試験結果の上位者から受講対象者を選出する
⑪募集・研修期間	(募集) 令和8年4月中旬 ～ 令和8年5月下旬 (研修) 令和8年6月6日 ～ 令和8年12月26日
⑫修業年限	修業年限は1年とする。
⑬休業日	休業日は、日曜日及び火曜日とする。
⑭研修カリキュラム	外国人介護専門職育成研修Ⅱ（介護福祉士実務者研修）カリキュラムを参照ください

⑮研修会場の名称、住所	〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目1-38
⑯使用テキストおよび通信添削課題（出版社と名称等）	<p>出版社名 中央法規出版株式会社 テキスト ・ 介護福祉士実務者研修テキスト 全5巻セット</p> <p>Web 動画 介護福祉士実務者研修テキスト（第2巻、第5巻） WEB 動画教材 第2巻 https://chuohoki.socialcast.jp/contents/726 第5巻 https://chuohoki.socialcast.jp/contents/276</p>
⑰受講手続きおよび本人確認の方法（選考方法含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込先：〒527-0006 滋賀県東近江市建部日吉町312番地 特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット （特定非営利活動法人加楽デイサービスセンターてんまや内） 電話：0748-36-2112 ・ 受講希望者には、学則、研修カリキュラム日程表と申込書を配布する。 ・ 応募者多数の場合は、筆記試験および面接試験にて選考する。 ・ なお受講にあたっては、本人確認のため、開講式に以下の内いずれかをご持参ください。なお、開講式に出席できない方は、郵送してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 運転免許証 ・ 住民票 ・ 年金手帳 ・ パスポート ・ 在留カード 等
⑱受講料、テキスト代等および支払い方法（受講料補助制度含む。）	<p>受講料 無料 テキスト代 ￥14,300（税込み） 受講が決定した者は期日までに指定の方法で納めること。</p>
⑲解約条件および返金の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講決定通知受理後、やむを得ずキャンセルされる場合は事務局に開講の3日前までにその旨を申し出てください。なお、2日前から開講日当日のキャンセルには応じられません。 ・ 講座開始前日以降の解約には応じられません。 ・ 開講後に受講を断念された場合も、テキスト代の返金等には応じられません。
⑳欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修は、欠席、遅刻、早退することなく受講して下さい。 ・ 全教科、遅刻・早退については、やむを得ない理由がある場合を除き、欠席扱いとします。 ・ やむを得ない理由（公共の交通機関の遅延による、交通状況の乱れによる）の場合の遅刻は20分までとする。 ・ また、次の場合には受講をお断りすることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> （1）講師や他の受講生などに迷惑をかける行為があった場合。 （2）正当な理由なく、欠席・遅刻・早退が著しい場合 （3）主催者の指示を守れない場合
㉑研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>認定方法：全教科の通学・通信の時間数に出席し、全課題を終えた方を修了者と認定し、修了証明書を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面接授業において出欠を確認するため、各回出席簿に署名してください。 ・ 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしません。 ・ 各科目ごとに修得度の評価を行い、評価はレポートまたは小テスト

	により行い、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行います。
②②生徒に関する書類の保存	入所、在籍、成績、出席、修了及び卒業に関する書類その他生徒に係る記録を作成し、適切に管理するとともに、確実に保存するものとする。 ・書類の保存期間は、卒業又は修了の日から5年間とする。 ・これらの書類は、個人情報の保護に留意し、校長の責任において適切に管理するものとする。
②③補講の方法および補講料	研修を欠席された方でやむを得ない事情があると認められる場合、(必要に応じて証明書等を提出する)については、欠席の教科について次のように補講を行います。 ・13時間を限度に1時間1,000円の補講料で研修会場での教科のビデオ視聴とその後のレポートの提出をお願いします。 ・ただし、介護課程Ⅲおよび医療的ケアに関しては原則として補講は認められませんが、講師の都合がつかない場合にかぎり、1時間1,000円の補講料で欠席した教科の同一内容の講義、演習等を受講することで補講修了とみなします。
②④募集の広報の方法	事業者指定後、当法人のホームページにおいて情報を開示する。関係機関、団体等には電子情報またはチラシにて案内を行う。 ※広報は指定を受けてから行う。(指定前であれば、予定である旨を記載する。)
②⑤情報公開の方法(ホームページ・アドレス等)	http://www.machikado-csn.com
②⑥受講者の個人情報取扱	個人情報保護規程作成の有無(有)・無 なお、修了者は当法人が管理する修了者名簿に記載される。
②⑦受講中の事故等についての対応	・研修は安全に実施するよう努めますが、万が一に備え保険に加入していただきますようお願いいたします。 ・また、研修中に体調が悪くなった場合は、家族に連絡する等必要な対応を適切に行いますが、健康保険証を持参されることをお勧めします。 ・通学中の事故は、受講者の責任ならびに負担とします。
②⑧賞罰	成績優秀、学習態度が良好又は他の模範となる行為のあった生徒を表彰することができる。 2 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告、停学又は退学の懲戒処分を行うことができる。 (1) 本校の学則その他の規程に違反したとき。 (2) 学習態度が著しく不良で改善の見込みがないと認められるとき。 (3) 他の生徒の学習環境を著しく害したとき。 (4) その他、生徒としての本分に反する行為があったとき。 3 前項の処分は、その行為の程度に応じて、校長が決定する。 4 退学にあたっては、あらかじめ本人及び保護者に対し、弁明の機会を与えるものとする。
②⑨退学、休学、復学、卒業	(休学) 生徒が疾病その他やむを得ない理由により、一定期間修学することができない場合は、本人の申請に基づき、校長の許可を得て休学することができる。

	<p>2 休学期間は、原則として1年以内とし、必要がある場合は更新することができる。</p> <p>3 休学期間中は、授業及び実習の履修を行うことができない。</p> <p>(復学) 休学期間が満了した者又は休学事由が消滅した者は、本人の申請に基づき、校長の許可を得て復学することができる。</p> <p>2 復学の時期及び履修の取扱いについては、校長が定める。</p> <p>(退学) 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の願い出により、又は校長の判断により、退学とすることができる。</p> <p>(1) 本人から退学の願い出があったとき。</p> <p>(2) 学習の継続が困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 学則に違反し、改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>2 退学にあたっては、あらかじめ本人に対し、弁明の機会を与えるものとする。</p> <p>(卒業) 本校の定める教育課程をすべて修了し、所定の修了認定を受けた者を卒業と認定する。</p> <p>2 卒業を認定した者には、実務者研修修了証明書を授与する。</p>
③⑩教職員の組織	<p>本校に次の教職員を置く。</p> <p>(1) 校長</p> <p>(2) 専任教員</p> <p>(3) 教員</p> <p>(4) 事務職員</p> <p>2 校長は校務を掌理し、教職員を監督する。</p> <p>3 専任教員は校長を補佐し、教育課程の編成及び授業運営を統括する。</p> <p>4 専任教員は、担当する科目の教育及び生徒の指導に当たる。</p> <p>5 教員は、校長の委嘱により、特定の科目を担当する。</p> <p>6 事務職員は、入所、在籍、成績、出席管理その他の事務を担当する。</p>
③⑪研修責任者名と役職	<p>特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 渉</p>
③⑫課程編成責任者名と役職	<p>特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 渉</p>
③⑬情報開示責任者名、役職および連絡先	<p>特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 渉 電話 0748-36-2112</p>
③⑭苦情相談担当者名、役職および連絡先	<p>【事業者】【事業所】共に 特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長 楠神 渉 電話 0748-36-2112</p>
③⑮事業所の研修担当者名と連絡先	<p>亀田 久美子 楠神 渉 電話 0748-36-2112 FAX 0748-36-2113</p>

附則 この学則は令和8年4月1日より施行する。